

【表紙】

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                        |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項                     |
| 【提出先】      | 九州財務局長                               |
| 【提出日】      | 令和6年9月20日                            |
| 【事業年度】     | 第98期（自令和4年12月1日至令和5年11月30日）          |
| 【会社名】      | 株式会社アメイズ                             |
| 【英訳名】      | Amaze Co.,Ltd.                       |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 穴見 賢一                        |
| 【本店の所在の場所】 | 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号                    |
| 【電話番号】     | 097-524-3301（代表）                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 代表取締役副社長 児玉 幸子                       |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号                    |
| 【電話番号】     | 097-524-3301（代表）                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 代表取締役副社長 児玉 幸子                       |
| 【縦覧に供する場所】 | 証券会員制法人福岡証券取引所<br>(福岡市中央区天神二丁目14番2号) |

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

令和6年2月26日に提出いたしました第98期（自 令和4年12月1日 至 令和5年11月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 4 コーポレートガバナンスの状況等

###### （1）コーポレート・ガバナンスの概要

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### （3）監査の状況

内部監査及び監査等委員会監査

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### （1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

〔訂正前〕

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### （イ）会社の機関の内容

当社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置して的確な意思決定を行っております。

###### ）取締役会

有価証券報告書提出日現在、当社の取締役会は9名の取締役（うち社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では経営の基本方針、法令、定款で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しており、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社の取締役会の構成員の氏名等は、次のとおりです。

議長 代表取締役社長 穴見賢一

構成員 代表取締役副社長 児玉幸子

取締役 山下友従、取締役 川端亮輔、取締役 河野光良、取締役 広田浩三

社外取締役 中洲良一、社外取締役 首藤慶史、社外取締役 大場善次郎

（後略）

〔訂正後〕

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 会社の機関の内容

当社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置して的確な意思決定を行っております。

) 取締役会

有価証券報告書提出日現在、当社の取締役会は9名の取締役（うち社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では経営の基本方針、法令、定款で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しており、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社の取締役会の構成員の氏名等は、次のとおりです。

議長 代表取締役社長 穴見賢一

構成員 代表取締役副社長 児玉幸子

取締役 山下友従、取締役 川端亮輔、取締役 河野光良、取締役 広田浩三

社外取締役 中洲良一、社外取締役 首藤慶史、社外取締役 大場善次郎

個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

| 氏名     | 開催回数 | 出席回数 |
|--------|------|------|
| 穴見 賢一  | 14回  | 14回  |
| 児玉 幸子  | 14回  | 14回  |
| 山下 友従  | 14回  | 14回  |
| 川端 亮輔  | 14回  | 14回  |
| 河野 光良  | 14回  | 14回  |
| 中洲 良一  | 14回  | 14回  |
| 首藤 慶史  | 14回  | 14回  |
| 大場 善次郎 | 14回  | 14回  |

取締役会における具体的な検討内容として、予算の承認、新規出店等の設備投資、規程の改訂等について決議を行ったほか、月次業績の進捗状況や各部門の状況等について報告を求め、状況を確認しました。

（後略）

(3)【監査の状況】

〔訂正前〕

内部監査及び監査等委員会監査

監査等委員への報告体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、取締役会は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員に報告することとし、常勤監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査等委員の業務補助のため、監査等委員スタッフを置くこととし、その人事につきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員が意見交換を行うことといたします。

また、内部監査については、経営目的に照らして、経営及び一般事務一切の活動を独自の立場から指導することにより、企業経営の健全性を確保するとともに、経営の合理化及び経営能率の増進に役立たしめることを目的として、毎年基本方針を決定し、監査計画に基づいて監査を行っております。業務の適正を確保するための体制と運用については、業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下具体的な取組みを行っております。

〔訂正後〕

内部監査及び監査等委員会監査

監査等委員への報告体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、取締役会は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員に報告することとし、常勤監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査等委員の業務補助のため、監査等委員スタッフを置くこととし、その人事につきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員が意見交換を行うことといたします。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりです。

| 氏名     | 開催回数 | 出席回数 |
|--------|------|------|
| 中洲 良一  | 13回  | 13回  |
| 首藤 慶史  | 13回  | 13回  |
| 大場 善次郎 | 13回  | 13回  |

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針・監査計画・職務分担の策定、会計監査人の再任・不再任に関する事項・報酬同意等であります。なお、常勤監査等委員の監査活動については、各種重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を行っております。その結果については、監査等委員会に報告を行い、情報を共有しております。

また、内部監査については、経営目的に照らして、経営及び一般事務一切の活動を独自の立場から指導することにより、企業経営の健全性を確保するとともに、経営の合理化及び経営能率の増進に役立たしめることを目的として、毎年基本方針を決定し、監査計画に基づいて監査を行っております。業務の適正を確保するための体制と運用については、業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき具体的な取組みを行っております。なお、内部監査室が取締役会へ直接報告を行う仕組みは現在ありませんが、内部監査の結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告し、代表取締役社長からの改善指示を対象部門に示達するとともに、改善策の実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。